

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐賀市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀市

3 地域再生計画の区域

佐賀市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、1995年の246,674人をピークに緩やかに減少を続け、2015年の国勢調査では、人口は236,372人となっており、今後も減少していくことが見込まれる。

福岡都市圏と近接する地理的条件と日常生活の利便性や居住環境、地域の絆の強さが本市の特長であるが、進学や就職を契機とした若年層の都市部への転出超過や出生数の減少に歯止めがかかっておらず、これらに起因する地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、市場の縮小や労働力不足による経済活力の低下などの諸課題の克服のため、人口政策と経済政策の両面からのアプローチから進める必要がある。

人口政策としては、まちの総合的な魅力を向上させることで、定住人口の増加をめざすことを基本とする。その上で、出生率向上につながる取組を強化するとともに、若年層を主な対象に、移住・定住政策を行うことで人口の維持・向上をめざす。

また、経済政策として、地域経済の持続的発展と自立をめざすため、地域経済循環を高める取組が必要である。その上で、企業誘致や創業支援などを行うことにより、雇用拡大の取組を強化するとともに、定住人口を補い、関連産業の振興に資する交流人口、関係人口の増大をめざす。

なお、これらに取り組むにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目

標として掲げる。

- ・基本目標（１） 暮らしやすさに磨きをかける
- ・基本目標（２） 都市の魅力を高め人を惹きつける
- ・基本目標（３） 多様な人材で強い経済をつくる

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	年少人口（0歳～14歳）	31,931人	31,202人	基本目標（１）
ア	暮らしやすいと思う市民の 割合	80.9%	86.0%	基本目標（１）
イ	社会増減数	▲41人	0人	基本目標（２）
イ	佐賀市に住み続けたいと思 う市民の割合	58.0%	64.0%	基本目標（２）
ウ	納税義務者数（所得割）	102,360人	108,657人	基本目標（３）
ウ	市内総生産	867,985 百万円	877,783 百万円	基本目標（３）
ウ	新規雇用者数（累計）	0人	510人	基本目標（３）

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２及び５－３のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

佐賀市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 暮らしやすさに磨きをかける事業

イ 都市の魅力を高め人を惹きつける事業

ウ 多様な人材で強い経済をつくる事業

② 事業の内容

ア 暮らしやすさに磨きをかける事業

- ・ 出会いの場の創出やワーク・ライフ・バランスの推進、子どもの居場所づくりなど、安心して子育てができる環境を創出する事業。
- ・ 地域コミュニティ活動の支援や多文化共生の推進、生きがいつくりや社会参加の促進など、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりに資する事業。
- ・ 地域防災力の向上やコンパクトで賑わいのある街づくり、地域内交通の維持・確保、再生可能エネルギーの普及促進など、安心して快適に暮らせる地域社会を創出する事業。

イ 都市の魅力高め人を惹きつける事業

- ・ 街の顔となる駅前空間の形成や自然と調和した都市環境の形成、佐賀の歴史・文化を生かした取組などにより、市民の郷土への誇りや愛着を育て、人口の流出抑制や還流につなぐ事業（都市ブランディングの強化）。
- ・ 効果的なプロモーション活動、移住・定住の促進、観光振興やコンベンション誘致の推進などにより、交流・関係人口を含め、広く人を惹きつけていく事業。

ウ 多様な人材で強い経済をつくる事業

- ・ 新規就業の促進やキャリア教育の推進、大学生と地元企業のマッチングなど、企業や大学と連携し、人材を育成するとともに、多様な人材が活躍する場を創出する事業。
- ・ 企業誘致や創業支援の充実、事業承継の促進、新たな産業の創出・育成や中小企業・小規模企業や第一次産業の支援などにより、地場産業の振興を図るための事業。

※ なお、詳細は第2期佐賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

5,000,000 千円（2020 年度～2024 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

本市が毎年度実施している行政評価（施策・事務事業）に併せ、市内部での効果検証を実施後に、毎年度 9 月に外部有識者（まち・ひと・しごと創生推進会議委員）及び議会常任委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組に反映する。検証結果はホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）【B0908】

佐賀市内の雇用創出を図るため、5-2②ウに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで